

惟高親王ハ御位叶ハザリケレバ、小野里ニ引籠給ケリ。小野親王トハ是也。又ハ持明院トモ申ケリ。○申其ヨリシテ山門ノ訴狀ニハ、今ノ代マデモ、慧亮碎脳、尊意振劔トハ書トカヤ。○又見元亨釋書。

〔本朝通紀〕永井定宗曰、親王○清生而僅九月、立爲太子。當時惟喬既四歲、固宜立矣。而立惟仁者、以其爲攝政良房之外孫故也。天皇雖欲立惟喬、豈能得乎。而釋師鍊謂、二皇子爭儲位、帝令鬪藝勝者得位、乃賭競馬相撲。惟喬有力士名虎、惟仁有力士善雄。名虎膂力甚強、惟仁使僧惠亮祈善雄。乃得勝。於是惟仁立爲儲貳、行長之記亦載此事。然名虎之死已在惟仁不生之前、則其虛誕可知。唯是浮屠夸說其祈驗、而人人吠虛傳訛耳、豈足信哉。

〔讀史餘論〕神皇正統記に、光孝より上つかたは一向上古也。萬の例を勘ふるも、仁和より下つかたをぞ申める。五十六代清和幼主にて外祖良房攝政す。其外戚專權の始、一

〔三代實錄〕清和十九年、貞觀十八年十一月廿九日壬寅、是日天皇讓位於皇太子○陽。勅右大臣從三位兼行左近衛大將藤原朝臣基經、保輔幼主攝行天子之政。如忠仁公○良房故事。

〔愚管抄〕陽成院御物氣歟、於事勿論之御事也。仍外舅昭宣公○良房を位に即まるらせらる。

〔愚管抄三〕この陽成院九にて位に即て八年、十六までの間に、昔の武烈天皇の如く、なのめならずめざましくおはしましければ、をぢにて昭宣公基經は、攝政にて諸の羣議有て、是はいかゞは國主とて、國をも治めおはしますべきとてなんおろしまるらせんとて、やうくに定めありけるに、仁明の御子にて、時康の親王○光とて、式部卿宮にておはしましけるをむかへどりて、位に即まるらせられけり。

〔神皇正統記〕天皇諱は貞明、清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、ミ申す后贈太政大臣長良のむすめなり。丁酉のとし即位改元、右大臣基經攝政して太政大臣に任す。ミの大臣は良房の養子なり、實は申納